

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 (2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務【令和6年3月31日終了】 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 (6) 令和六年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業に関する事務 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務 秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱及び秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金(新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 秦野市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (6) 令和六年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。
③システムの名称	①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ②令和五年度非課税世帯給付金事務支援システム ③令和五年度均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ④令和五年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑤令和六年度非課税世帯給付金・均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ⑥令和六年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑦令和六年度定額減税補足給付金事務支援システム ⑧令和六年度非課税世帯給付金事務支援システム ⑨中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
各特定公的給付の支給に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第135項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)(3)(4)(6)福祉部 生活援護課 (2)こども健康部 こども政策課 (5)総務部 市民税課
②所属長の役職名	(1)(3)(4)(6)生活援護課長 (2)こども政策課長 (5)市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 総務部 文書法制課 0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4)(6) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活援護課 生活支援担当 0463(82)7393 (2) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部 こども政策課 手当・助成担当 0463(82)9607 (5) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 総務部 市民税課 市民税担当 0463(82)5130
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐ 接続しない(入手) [☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ入力可能な状態にしている。また、給付金システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか特定個人情報に係るデータの取扱いができる者は庁内で作業員として申請・登録した者のみであること、また各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	秦野市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを補完している。また、特定個人情報の取扱いについて、以下の運用を徹底しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクへの対策は十分である。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月5日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年7月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秦野市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。	秦野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業実施要項及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱うものとする。 支給要件を確認するために、必要な課税情報等の各種情報を照会する。 【情報連携の概要】 対象者の課税情報等を確認するために、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末から情報連携を実施する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業に関する事務 （2）令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務【令和6年3月31日終了】 （3）令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）支給事業に関する事務 （4）令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 （5）定額減税補足給付金（調整給付）支給事業に関する事務 （1）令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業に関する事務 秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業実施要項に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 （2）令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務 ①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ②令和五年度非課税世帯給付金事務支援システム ③令和五年度均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ④令和五年度子育て世帯給付金事務支援システム（こども加算用） ⑤令和6年度非課税世帯給付金・均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ⑥令和6年度子育て世帯給付金事務支援システム（こども加算用） ⑦令和6年度定額減税補足給付金事務支援システム ⑧中間サーバ・プラットフォーム	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム（国政給付ヘルパー） ②中間サーバ・プラットフォーム	①令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業に関する事務 秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（低所得世帯等）支給事業実施要項に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	各特定公的給付の支給に関する事務ファイル	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一第101項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	①番号法第9条第1項、別表第135項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第8項及び別表第二第121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	①番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉部 生活援護課	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4)福祉部 生活援護課 (2)こども健康部 こども政策課 (5)総務部 市民税課	事後	
令和6年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	生活援護課長	(1)(3)(4)生活援護課長 (2)こども政策課長 (5)市民税課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活支援課 生活支援担当 0463(82)7393	(1)(3)(4) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活支援課 生活支援担当 0463(82)7393 (2) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部 こども政策課 手当・助成担当 0463(82)9607 (5) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 総務部 市民税課 市民税担当 0463(82)5130	事後	
令和6年7月5日	II しきい値判定項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年6月1時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 (2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務【令和6年3月31日終了】 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 (2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務【令和6年3月31日終了】 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 (6) 令和六年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業に関する事務 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)支給事業に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業に関する事務 秦野市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(低所得世帯等)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務 秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱及び秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金(新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 秦野市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。	(2) 令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関する事務 秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱及び秦野市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (3) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金(新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (5) 定額減税補足給付金(調整給付)支給事業に関する事務 秦野市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。 (6) 令和六年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業に関する事務 秦野市物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯)支給事業実施要綱に基づき、特定個人情報を取り扱うものとする。	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ②令和5年度非課税世帯給付金事務支援システム ③令和5年度均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ④令和5年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑤令和6年度非課税世帯給付金・均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ⑥令和6年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑦令和6年度定額減税補足給付金事務支援システム ⑧中間サーバ・プラットフォーム	①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム ②令和5年度非課税世帯給付金事務支援システム ③令和5年度均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ④令和5年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑤令和6年度非課税世帯給付金・均等割のみ課税世帯給付金事務支援システム ⑥令和6年度子育て世帯給付金事務支援システム(こども加算用) ⑦令和6年度定額減税補足給付金事務支援システム ⑧令和6年度非課税世帯給付金事務支援システム ⑨中間サーバ・プラットフォーム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4)福祉部 生活援護課 (2)こども健康部 こども政策課	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4)(6)福祉部 生活援護課 (2)こども健康部 こども政策課	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	(1)(3)(4)生活援護課長 (2)こども政策課長 (5)市民税課長	(1)(3)(4)(6)生活援護課長 (2)こども政策課長 (5)市民税課長	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活援護課 生活支援担当 0463(82)7393 (2) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部 こども政策課 手当・助成担当 0463(82)9607 (5) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 総務部 市民税課 市民税担当 0463(82)5130	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 (1)(3)(4)(6) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 福祉部 生活援護課 生活支援担当 0463(82)7393 (2) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部 こども政策課 手当・助成担当 0463(82)9607 (5) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 総務部 市民税課 市民税担当 0463(82)5130	事前	
令和6年12月26日	II しきい値判定項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年6月3日時点	令和6年6月26日時点	事前	
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ入力可能な状態にしている。また、給付金システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか特定個人情報に係るデータの取扱いができる者は庁内で作業員として申請・登録した者のみであること、また各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 秦野市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを補完している。また、特定個人情報の取扱いについて、以下の運用を徹底しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクへの対策は十分である。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う	事前	